

特待生制度問題に関する（財）全国高等学校体育連盟の見解

（財）全国高等学校体育連盟

平成20年3月3日 制定

（財）全国高等学校体育連盟(以下「本連盟」という)では、いわゆる特待生制度は本来、各学校の責任において設けられ、その良識のもとで実施されているものと認識しているが、広く高校生スポーツに關与する団体として、今般以下のような「見解」を示すこととした。

1 「特待生」及び「特待生制度」の定義

本連盟では、「特待生」とは「優れた資質・能力を有することにより、学校等から特に金銭面で優遇措置を受けている生徒」をいうものとする。

また「特待生制度」とは、「優れた資質・能力を有した生徒を特別な待遇（入学金、授業料、寮費、その他学校生活を送るうえで要する経費、スポーツ活動を行う上で要する費用等の免除及び軽減等）をもって入学を認め、在籍させ、卒業させる一連の制度」をいうものとする。

2 特待生制度に関する本連盟の基本的な考え方

本連盟は、高等学校に係る体育・スポーツ活動の振興を図り、もって高等学校生徒の健全な発達を図ることを目的とする法人（寄付行為第3条）であり、この目的達成のために、全国高等学校総合体育大会（以下「全国高校総体」という）の開催をはじめとする各種事業を行う（寄付行為第4条）

特待生制度を設けるか否か、また、その内容等については、各学校の設置者や学校長等（以下「設置者等」という）の判断に委ねるべきものであり、これに対して本連盟が言及できるものではないと考える。

したがって、特待生が受ける金銭面での支援が公表している制度から逸脱したり、学校選択に際して第三者が介入するなどして金銭等の授受があるような場合等、適正な特待生制度の範疇を超えらると思われる行為については、設置者等が自主的に規制すべきである。

3 特待生制度に関する本連盟の具体的な考え方

- (1) 入学金・授業料の減免、具体的な待遇や募集人員等については、各学校の経営・運営に關する事柄であり、本連盟が關与するべきことではない。
- (2) 高等学校が特待生を募集する場合は、内容を事前に開示し広く周知に努めるべきである。また、中学校が推薦入学制度に基づいて生徒を推薦する場合は、公の規則に従って取り扱われるべきである。
- (3) 中学生が高等学校を選択する際に、いわゆるブローカーが介在し、金品の授受があったり、特定の者が不当な利益を得たりする等、生徒の健全育成を阻害するようなことがあってはならない。

4 特待生の大会参加について

本連盟は、全国高校総体を主催するにあたり、大会の目的、趣旨に基づいた参加資格を定めており、当面は特待生の大会参加について制限はしないものとする。